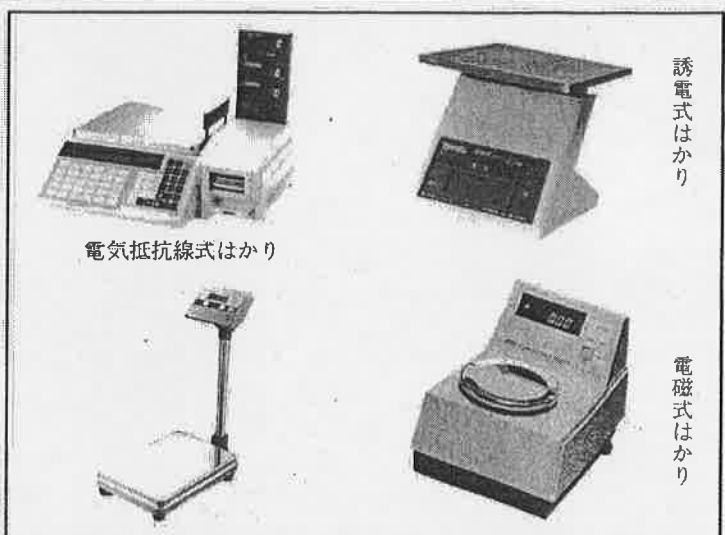


# はかりの定期検査手数料について

手数料は検査当日、下記のとおり納入していただくことになります。(平成9.4.1改正)

	能 力	金 額(円)	種 類	分銅・おもりを使うもの			
				個 数	手 数 料		
機 械 式 は か り	ひょう量100kg以下	500	分銅又はおもりを使用するものは左記の金額に加算されます。	手動天びん	12	120	
	" 250kg "	900		等比皿手動はかり	12	120	
	" 500kg "	1,500		不等比皿手動はかり	5 (6)	50 (60)	
	" 1t "	2,100		手動指示併用はかり	5	50	
	" 2t "	3,700		台手動はかり	50kg	6	60
	" 5t "	6,900			70kg	5	50
	" 10t "	10,700			100kg	5	50
	" 20t "	15,000			120kg	6	60
	" 30t "	19,100			150kg	5	50
	" 40t "	21,600			250kg	6	60
	" 50t "	29,800		500kg	6	60	
	" 50tを超えるもの	51,200		指示はかり			
	能力に関係なく	250		棒はかり			
指示はかり(直線目盛)							

電 気 式 は か り	ひょう量100kg以下	1,400
	" 250kg "	1,800
	" 500kg "	2,200
	" 1t "	3,100
	" 2t "	3,700
	" 5t "	6,900
	" 10t "	10,700
	" 20t "	15,000
	" 30t "	19,100
	" 40t "	21,600
" 50t "	29,800	
" 50tを超えるもの	51,200	



目量又は感量がひょう量の $\frac{1}{10,000}$ 未満のものは上記の金額の2倍です。

【問合先】 〒030-0113 青森市第二問屋町 4-11-6 (TEL: 017-739-8555)

青森県 経済産業部 経済産業政策課 計量検定グループ